

〇〇町自主防災会 防災計画

1 目的

この計画は、〇〇町自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

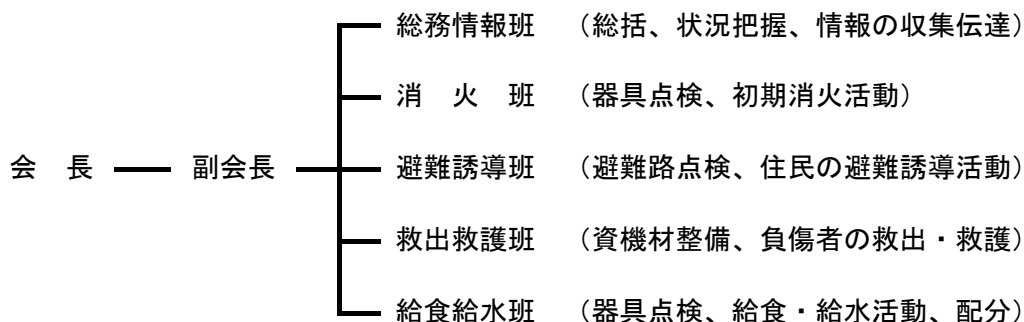
2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 災害危険の把握に関する事。
- (4) 防災訓練に関する事。
- (5) 情報の収集伝達に関する事。
- (6) 避難及び避難所の組織的運営に関する事。
- (7) 出火防止、初期消火及び水防に関する事。
- (8) 救出・救護に関する事。
- (9) 給食・給水に関する事。
- (10) 災害時要援護者対策に関する事。
- (11) 他組織との連携に関する事。
- (12) 防災資機材等の備蓄及び管理に関する事。

3 防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり防災組織を編成する。



4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ア 防災組織及び防災計画に関する事。
- イ 地震、火災、風水害等についての知識（初動対応含む）に関する事。
- ウ 家庭における住宅の耐震化、家具の転倒防止に関する事。
- エ 家庭における食糧等の備蓄に関する事。
- オ その他防災に関する事。

(2) 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発方法は、次のとおりとする。

- ア 広報誌、インターネット、パンフレット、ポスター等の配布
- イ 座談会、講演会、映画会等の開催
- ウ パネル等の展示

(3) 実施時期

火災予防運動期間、防災週間、防災とボランティア週間等の防災関係諸行事の行われる時期のほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

5 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

(1) 把握事項

把握事項は、次のとおりとする。

- ア 危険地域、区域等
- イ 地域の防災施設、設備
- ウ 地域の災害履歴、災害に関する伝承
- エ 大規模災害時の消防活動

(2) 把握の方法

災害危険の把握方法は、次のとおりとする。

- ア 鹿沼市地域防災計画
- イ 座談会、講演会、研修会等の開催
- ウ 災害記録の編纂

6 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

- ア 情報収集・伝達訓練
- イ 消火訓練
- ウ 救出・救護訓練
- エ 避難訓練
- オ 給食・給水訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2種類以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 体験イベント型訓練

防災を意識せず災害対応能力を高めるために行うものとする。

(5) 図上訓練

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

(6) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(7) 訓練の時期及び回数

- ア 訓練は、原則として火災予防運動期間、防災週間、防災とボランティア週間等の期間中に実施する。
- イ 訓練は、総合訓練にあっては年1回以上、個別訓練等にあっては随時実施する。

7 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、有線放送、携帯無線機、伝令等によ

る。

8 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月1日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

ア 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

イ 可燃性危険物品等の保管状況

ウ 消火器等消火資機材の整備状況

エ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火資機材を配備する。

ア 可搬式（小型）動力ポンプの防火水槽付近への配備

イ 消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭への配備

9 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の到壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出・救護班員は、負傷者が医師の手当が必要な場合には、最寄りの医療機関又は防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

(3) 防災関係機関の出動要請

救出・救護班員は、防災関係機関による救出が必要な場合には、防災関係機関の出動を要請する。

10 避難

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

鹿沼市長の避難命令が出たとき又は自主防災会長が必要があると認めたときは、自主防災会長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、会長の避難誘導の指示に基づき、地域住民を避難場所に誘導する。

(3) 避難場所

〇〇〇コミュニティセンター

〇〇〇小中学校

〇〇〇公民館

(4) 避難所の管理・運営

災害時における避難所の管理・運営については、鹿沼市の要請により協力するものとする。

11 給食給水

避難地等における給食・給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食・給水班員は、市等から配分された食糧、地域内の家庭又は米穀類販売業者から提供を受けた食糧等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食・給水班員は、市等から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

1.2 災害時要援護者対策

(1) 災害時要援護者の把握

災害時に避難状況を把握するため、市から提供される避難支援個別プラン（兼要援護者台帳）を参考に、災害時要援護者の把握に努め、行政・自治会・民生委員・児童委員・訪問介護員・ボランティアと連絡を取り合い、定期的に情報を更新する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し訓練等に反映させる。特に避難準備情報発令時には適切な避難誘導を心がける。

1.3 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災会や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

1.4 防災資機材等

防災資機材等の整備及び管理に関しては、次により行う。

(1) 配備計画

目的	防災資機材
①情報収集・伝達用	携帯用無線機、受命機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章、住宅地図、模造紙、メモ帳、油性マジック（安否・被害状況等、情報収集・提供の際に用いる筆記用具として）など
②初期消火用	可搬式動力ポンプ、可搬式散水装置、防災水槽、ホース、スタンドパイプ、格納器具一式、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ、防火井戸など
③水防用	救命ボート、救命胴衣、防水シート、シャベル、ツルハシ、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋、ゴム手袋など
④救出用	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、チェーンブロック、油圧式救助器具、可搬式ウィンチ、防煙・防塵マスクなど
⑤救護用	担架、救急箱、テント、毛布、シート、簡易ベッドなど
⑥避難所・避難用	リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強力ライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワーなど
⑦給食・給水	炊飯装置、鍋、こんろ、ガスボンベ、給水タンク、緊急用ろ過装置、飲料用水槽など
⑧訓練・防災教育用	模擬消火訓練装置、放送機器、119番訓練装置、組立式水槽、煙霧機、視聴覚機器（ビデオ・映写機等）、火災実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生用人形、住宅用訓練火災警報器など
⑨その他	簡易資機材倉庫、ビニールシート、携帯電話機用充電器など

(2) 定期点検

毎年9月1日を全資機材の点検日とする。